

歯科口腔保健基本計画の中間評価について

1 歯科口腔保健基本計画の趣旨

平成23年8月公布「歯科口腔保健の推進に関する法律」及び平成24年7月告示「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」に基づき、本県の歯科口腔保健の推進を総合的に推進するため、平成25年3月に「あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例」を策定し、その具体的な計画である「愛知県歯科口腔保健基本計画（以下「計画」とする）」を策定した。

- 基本理念 「歯と口の健康づくりを通じた県民の健康で質の高い生活の実現」
- 計画期間 平成25年度から平成34年度までの10年間

2 中間評価の概要

計画の目標とした34項目について、健康づくり推進協議会（以下「協議会」とする）の専門部会の一つである歯科口腔保健対策部会（以下「部会」とする）委員に対して、事前に意見調整を行った上で、部会委員を中心としたワーキンググループにおいて、目標及び指標の分析・評価、検討を行う。

ワーキンググループの検討結果を、部会及び協議会に報告し、パブリックコメント等を経て「中間評価報告書」を作成し、県民及び市町村、関係団体等へ周知を行う。

3 基本方針による目標設定

(1) 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小

以下の(2)から(5)に掲げる目標を達成することにより実現を目指す。

基本方針	乳幼児期	学齢期	成人期	高齢期
(2) 歯科疾患の予防	2 指標 1_ 3歳児う蝕 16_1歳6か月児仕上げみがき	8 指標 4_ 小3う蝕 5_ 12歳児う蝕 6_ 14歳歯肉所見 7_ 17歳歯肉所見 19_学校歯科医 20_フッ化物洗口 21_小学校歯みがき 22_中学校歯みがき	5 指標 9_20歳代歯肉所見 10_40歳歯周炎 24_20歳代歯間部清掃 25_30歳代歯周病と糖尿病 26_30歳代検診	4 指標 12_60歳歯周炎 13_8020達成 28_50歳代検診 29_70歳代得点
(3) 生活の質の向上に向けた 口腔機能の維持・向上	2 指標 2_ 3歳児不正咬合 17_2歳児指導実施市町村			2 指標 14_80歳咀嚼 30_70歳検診
(5) 歯科口腔保健を推進するために必要な 社会環境の整備	2 指標 3_ 3歳児う蝕なし85%以上市町村 18_1歳6か月前指導実施市町村	2 指標 8_ 12歳児う蝕1.0本未満市町村 23_フッ化物洗口	2 指標 11_40歳歯周炎25%以下市町村 27_成人保健指導市町村	2 指標 15_60歳歯周炎40%以下市町村 31_成人保健指導市町村
(4) 定期的に歯科検診又は 歯科医療を受けることが困難な者に対する 歯科口腔保健の推進	3 指標 32_障害者支援施設歯科検診 33_介護施設入所者口腔管理 34_在宅療養支援歯科診療所			3 4 指標

4 中間評価の判定

次の判定基準により、策定時のベースライン値と比較し、評価判定を行う。

新たなデータがない場合やデータソースの変更等により判定ができない項目については、ワーキンググループで検討し評価する。

判定区分	判定基準	平成 29 年 6 月現在の評価判定					
		指標数	乳幼児期	学齢期	成人期	高齢期	障害者等
A	目標を達成	4	2	0	0	1	1
B	策定時より改善	19	3	7	3	4	2
C	変化なし	1	0	0	0	1	0
D	策定時より悪化	9	1	2	4	2	0
E	判定できない	1	0	1	0	0	0
		34	6	10	7	8	3

5 中間評価のスケジュール

時期	協議会・部会・ワーキンググループ	事務の概要
平成29年		
1月	歯科口腔保健対策部会の開催	進捗状況の整理
4月		追加調査の実施
5月		部会委員へ意見照会
6月	第1回ワーキンググループの開催	進捗状況の確認
7月	第1回健康づくり推進協議会の開催	中間評価の概要案を報告
8月		県政調査会へ報告
9月		中間評価報告書素案たたき台の作成
10月	第2回ワーキンググループの開催	同 素案の検討
11月		部会委員へ意見照会
12月	パブリックコメントの実施	同 原案の作成
平成30年		
1月	歯科口腔保健対策部会の開催	同 原案の検討、修正
2月	第2回健康づくり推進協議会の開催	同 原案を報告
3月		中間評価報告書の公表

<参考>

○愛知県歯科口腔保健基本計画（平成 25 年 3 月策定）

第 1 章 4 計画期間と評価

計画の中間年度（平成 29 年度）に、計画の中間評価と内容の見直しを行います。

○あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例（平成 25 年 3 月制定）

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 県は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。